

農林水産省令第十五号) 第三条第一項の表の非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした信用農業協同組合連合会及びその子会社等(農業協同組合法第五十四条の二第二項又は水産業協同組合法第九十二条第三項若しくは第八条第三項において準用する同法第五十八条の二第二項に規定する子会社等をいう。)の自己資本の充実の状況が農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第二項の表の非対象区分又は水産業協同組合法第一百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第二項の表の非対象区分に該当するものであること。

三 所属農林中央金庫等が、法第三条の規定による農林中央金庫等が、法第三条の規定による農林中央金庫等が、法第三条の規定による農業協同組合がその信用事業(当該業務代理組合が農業協同組合である場合にあつては、農業協同組合法第十条第一項第三号の事業をいう。)の全部を直接又は間接に譲り渡した相手方であること。

四 代理事業が、法第三条の規定による農林中央金庫の指導に基づき、業務代理組合が譲り渡した信用事業の範囲を超えるものでないこと。

五 業務代理組合が、同時に二以上の農林中央金庫等の業務の代理を行うものでないこと。

六 代理事業が、農業協同組合法第十二条の五に規定する特定貯金等契約、水産業協同組合法第十二条の十一に規定する特定貯金等契約又は農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約の代理又は媒介を行わないものであること。

七 前項第十四条号に規定する委託契約書の案において、同号イからヌまでに掲げる事項の全が記載されていること。

八 業務代理組合において、前項第七号に掲げる書類に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額が、五百円以上であること。

九 業務代理組合が、代理事業開始後三年事業年度を通じて、前号に掲げる基準に適合すると見込まれること。

十 業務代理組合が、組合業務を行うことによりその代理事業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められる者であること。

十一 業務代理組合の事務所において必要な犯罪防止措置が講じられ、かつ、利用者の情報の管理が適切に行われるること。

十二 所属農林中央金庫等の経営管理に係る体制等に照らし、業務代理組合が、代理業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

十三 代理事業に関する能力を有する者の確保の状況(代理事業の業務運営に係る体制等に照らし、業務代理組合が次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること)。

イ 代理事業に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者(当該代理事業に関する十分な知識を有する者に限る。)を当該代理事業を行う事務所(主たる事務所以外の事務所(以下において「従たる事務所」という。)に他の従たる事務所における当該代理事業を管理する部署を置いた場合にあつては、当該部署を置いた従たる事務所に所)ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者(当該代理事業に関する十分な知識を有する者に限る。)を主たる事務所に(従たる事務所において代理事業を営まない場合を除く。)、それぞれ配置していること。ただし、当座貯金若しくは当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は前項第三号イ(2)に掲げる行為(所属農林中央金庫等が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定期的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。(2)において同じ。)を行う場合にあつては、これららの責任者又は統括責任者のうちそれ一名以上は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者であること。

(1) 当座貯金又は当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介(当座貯金業務、当座預金業務若しくは資金の貸付業務に從事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座貯金業務又は当座預金業務を的確に遂行することができる者認められる者)

(2) 前項第三号イ(2)に掲げる行為(資

はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができると認められる者認められること)。

十四 業務代理組合が、次のいずれにも該当しないと認められること。

イ 役員のうちに次のいずれかに該当する者である者

(1) 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者(従たる事務所において代理事業を営まない場合を除く。)、それぞれ配置していること。ただし、当座貯金若しくは当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は前項第三号イ(2)に掲げる行為(所属農林中央金庫等が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定期的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。(2)において同じ。)を行う場合にあつては、これららの責任者又は統括責任者のうちそれ一名以上は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者であること。

(2) 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者(刑の執行猶予中の者を除く。)

(3) 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(解散の命令又は更新の拒否の場合にあつては、当該解散の命令又は更新の拒否の処分がなされた日。以下この(3)及びロにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は外国銀行の日本における代表者であつた者で、その取消しの日から五年を経過しない者

(i) 法第四十二条第五項において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十二条の五十六第一項の規定により法第四十二条第三項の認可を取り消された場合

(ii) 銀行法第二十七条第五項において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十二条の五十六第一項の規定により法第四十二条第三項の認可を取り消された場合

五 第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合

(iii) 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第一百八十七号)第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十条第一項の免許を取り消され、同法第五十二条において準用する銀行法第五十五条第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合

(iv) 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第五十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(v) 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の二第一項の許可を取り消された場合

(vi) 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第一百八十一号)第一百六条第二項

若しくは協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第一百八十三条号）第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第六条の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

(viii) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合第九十二条の二第一項の許可を取り消された場合

(ix) 農業協同組合法第八十条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第八十条第一項の許可を取り消され、又は同法第九十五条の二の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

(x) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合

(xi) 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

(xii) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第六条の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

(4) (i) 法第十二条の登録（同法第十二条第二項に規定する預金等媒介業務又は同条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。（5）において同じ。）を取り消された場合

(ii) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、資金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている（i）から（xi）までに規定する認可、免許、許可若しくは登録（当該認可、免許、許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の認可、免許、許可若しくは登録を取り消され、又は当該認可、免許、許可若しくは登録の更新を拒否された場合

(iii) 法第十二条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫等が法第四十二条第三項の認可を取り消された場合において、その取消しに係る業務の代理を行つていた農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合の役員であつた者で、その取消しの日から五年を経過しない者

(iv) 法第四十二条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(v) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(vi) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(vii) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により改選を命ぜられた役員又は水産業協同組合法第八十条第一項において準用する銀行法第五十二条の五第一項の許可、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により改選を命ぜられた役員又は水産業協同組合法第一百二十二条の三第一項の規定により解任を命ぜられた役員

(7) (i) 法第四十二条第五項において準用する銀行法第五十二条の五第一項の許可、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(ii) 法第四十二条第五項において準用する銀行法第五十二条の五第一項の許可、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(iii) 法第四十二条第五項において準用する銀行法第五十二条の五第一項の許可、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(iv) 法第四十二条第五項において準用する銀行法第五十二条の五第一項の許可、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(v) 法第四十二条第五項において準用する銀行法第五十二条の五第一項の許可、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(vi) 法第四十二条第五項において準用する銀行法第五十二条の五第一項の許可、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(vii) 法第四十二条第五項において準用する銀行法第五十二条の五第一項の許可、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(viii) 法第四十二条第五項において準用する銀行法第五十二条の五第一項の許可、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(ix) 法第四十二条第五項において準用する銀行法第五十二条の五第一項の許可、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(x) 法第四十二条第五項において準用する銀行法第五十二条の五第一項の許可、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(xi) 法第四十二条第五項において準用する銀行法第五十二条の五第一項の許可、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(xii) 法第四十二条第五項において準用する銀行法第五十二条の五第一項の許可、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

十四条第二項の規定により改選を命ぜられた役員

農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員、監事若しくは会計監査人

(x) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(xi) 金融サービスの提供及び利用環境の規定により解任を命ぜられた役員

(xii) 金融サービスの提供及び利用環境の規定により解任を命ぜられた役員

(xiii) 金融サービスの提供及び利用環境の規定により解任を命ぜられた役員

(xiv) 金融サービスの提供及び利用環境の規定により解任を命ぜられた役員

(xv) 金融サービスの提供及び利用環境の規定により解任を命ぜられた役員

(xvi) 金融サービスの提供及び利用環境の規定により解任を命ぜられた役員

(xvii) 金融サービスの提供及び利用環境の規定により解任を命ぜられた役員

(xviii) 金融サービスの提供及び利用環境の規定により解任を命ぜられた役員

(xix) 金融サービスの提供及び利用環境の規定により解任を命ぜられた役員

(xx) 金融サービスの提供及び利用環境の規定により解任を命ぜられた役員

(xxi) 金融サービスの提供及び利用環境の規定により解任を命ぜられた役員

罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者（前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為のいずれかを行なう事業及び当該事業に付随する業務を除く。）をいう。以下この項において同じ。」の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。
イ 前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為のいずれかを行なう事業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属農林中央金庫等が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロ（2）において同じ。）に係るもの）を除く。）であることの他の組合業務等における利用者との間の取引関係に照らして、所属農林中央金庫等と業務代理組合の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（所属農林中央金庫等から地域における人口の減少等に伴う当該所属農林中央金庫等の事務所の廃止その他これに類するものを理由として委託を受けて同一組合業務等による取引上の優越的地位を不正に利用して、前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為のいずれかを行なう事業のいづれかを行なう事業を行なう場合を除く。）
ロ 所属農林中央金庫等の名称

主たる組合業務等の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号ロ及びハのいずれにも該当せず、かつ、代理事業として行う前項第三号イ（2）に掲げる行為の内容及び方法が次のいずれかに該当すること（その業務について所属農林中央金庫等と業務代理組合の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合は、前号イからハまでのいずれにも該当しないこと）。イ 所属農林中央金庫等が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るものであること。
ロ 事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引以外を内容とする契約の締結の代理又は媒介であつて、次のいずれにも該当すること（イに該当する場合を除く。）イ 所属農林中央金庫等が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るものであること。

主たる組合業務等の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号ロ及びハのいずれにも該当せず、かつ、代理事業として行う前項第三号イ（2）に掲げる行為の内容及び方法が次のいずれかに該当すること（その業務について所属農林中央金庫等と業務代理組合の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合は、前号イからハまでのいずれにも該当しないこと）。ハ 前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為に係る契約の締結を代理するか媒介するかの別

二十一 業務代理組合において、前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為に係る利用者から金銭その他の財産の交付を受けた場合に、管理場所を区別することその他の方法により当該金銭その他の財産が自己的固有財産であるか、又は所属農林中央金庫等に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理されていること。

二十二 業務代理組合が前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為を行うときに、あらかじめ、利用者に対し、次に掲げる事項を明らかにすること。
ロ 所属農林中央金庫等の名称

二十三 業務代理組合が前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為に係る利用者から金銭その他の財産の交付を受けるときは、当該交付を受けることについての所属農林中央金庫等からの権限の付与がある旨

二十四 業務代理組合が銀行法第二条第十五項に掲げる行為に係る利用者から金銭その他の財産の交付を受けるときは、当該交付を受けることについての所属農林中央金庫等からの権限の付与がある旨

二五 業務代理組合において、代理事業を行う事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、別紙様式第四号に定める様式の標識が掲示されることは、前号ロ及びハのいずれにも該当せず、かつ、代理事業として行う前項第三号イ（2）に掲げる行為の内容及び方法が次のいずれかに該当すること（その業務について所属農林中央金庫等と業務代理組合の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合は、前号イからハまでのいずれにも該当しないこと）。ハ 前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為に係る契約の締結を代理するか媒介するかの別

二十六 主たる組合業務等の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号ロ及びハのいずれにも該当せず、かつ、代理事業として行う前項第三号イ（2）に掲げる行為の内容及び方法が次のいずれかに該当すること（その業務について所属農林中央金庫等と業務代理組合の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合は、前号イからハまでのいずれにも該当しないこと）。ハ その他の事情に照らして、所属農林中央金庫等と業務代理組合の利益が相反する取引が行われないよう業務を適切に管理するための体制整備がなされていること。

二十七 組合業務等における利用者との間の取引関係その他の事情に照らして、所属農林中央金庫等と業務代理組合の利益が相反する取引が行われないよう業務を適切に管理するための体制整備がなされていること。

二十八 代理事業が、業務代理組合の利用者の利便性に照らし、必要と認められるものである

（1） 利用者が締結しようとする前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為に

係る契約につき利用者が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属金融機関（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所属組合又は水産業協同組合法第六条第三項に規定する所属組合をいう。以下この項において同じ。）に利用者が支払うべき手数料が異なるときは、その旨

(3) 所属金融機関の商号又は名称

二十三 業務代理組合において、前項第三号イに掲げる行為に關し、貯金者等の保護に資するため、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第十一條及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）第八条の規定の例により、貯金等に係る契約の内容その他金者等に参考となるべき情報の提供が行われること。

二十四 業務代理組合において、その代理事業に係る重要な事項の利用者への説明、その代理事業に係る行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられること。

二十五 業務代理組合において、金融商品の販売（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十一条第一項、第二項及び第四項又は漁業協同

組合等の信用事業等に關する命令第九条第一項、第二項及び第四項の規定の例により、当該業務代理組合の窓口（前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為を行わない窓口を除く。）において、貯金等との誤認を防止するための措置が講じられること。

二十六 業務代理組合において、前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為を行なう事務所の窓口に、当該行為を行う旨が利用者の目につきやすいように掲示されるとともに、その常時使用する職員の数が二十人以下である場合又はそのウェブサイトがない場合を除き、当該業務代理組合のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供されること。

二十七 業務代理組合において、利用者に対し、その事務所の前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為を行わない窓口を当該行為を行う窓口と誤認させないための措置が講じられること。

二十八 業務代理組合において、第二十二号二（2）に掲げる事項を明らかにしたときは、利用者の求めに応じ、所属金融機関の同種の契約の内容その他利用者に参考となるべき情報の提供を行うための措置が講じられるこ

と。

二十九 業務代理組合において、その取り扱う個人である利用者に関する情報の安全管理、職員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要なかつ適切な措置が講じられること。

三十 業務代理組合において、信用情報に関する情報であつて個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置が講じられること。

三十一 業務代理組合において、その取り扱う個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保のため利用し得られる目的以外の目的のために利用しない

ことを確保するための措置が講じられること。

三十二 業務代理組合における利用者に関する情報について、次に掲げる事項を確保する措置が講じられること。

イ 前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為のいずれかを行う事業において取り扱う利用者に関する非公開金融情報（当該業務代理組合の役員又は職員が職務上知り得た利用者の貯金、為替取引又は資金の金融借り入れに関する情報その他の利用者の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（第三十号に規定する情報又は前号に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法に報（第三十号に規定する保険業法（平成七年法律第五百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。）及び保険媒介業務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に係る特典の提供を行うことなく組合業務等（保険募集（保険業法（平成七年法律第五百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。）に係る業務を除く。）において同じ。）に利用されないこと。

ロ 組合業務等において取り扱う利用者に関する非公開情報（その組合業務等上知り得た公表されていない情報（第三十号に規定する情報又は前号に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）に利用されないこと。

ハ 利用者に對し、不當に、当該業務代理組合の所属農林中央金庫等の特定關係者（農業協同組合法第十二条の四第三号、水産業協同組合法第十二条の十第三号又は農林中央金庫法第五十九条に規定する保険業法（平成七年法律第五百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。）に利用されないこと。

二十九九 業務代理組合において、その取り扱う個人である利用者に関する情報の安全管理、職員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要なかつ適切な措置が講じられること。

三十 業務代理組合において、信用情報に関する情報であつて個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置が講じられるこ

と。

三十四 業務代理組合において、代理事業に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されていること。

三十四 業務代理組合において、代理事業に関する内部規則等が定められるとともに、職員に指定する事業者と取引を行う目的を踏まえた重複する行為（当該所属農林中央金庫等が農業協同組合法第十二条の十第五ただし書、水産業協同組合法第十二条の九ただし書、水産業協同組合法第十二条の十五ただし書又は農林中央金庫法第五十九条ただし書の規定による承認を受けた取引又は行為に係るもの）を除く。）

二十九九 業務代理組合において、その取り扱う個人である利用者に関する情報の安全管理、職員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要なかつ適切な措置が講じられること。

三十 業務代理組合において、信用情報に関する情報であつて個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置が講じられるこ

と。

三十三 業務代理組合において、その行う代理事業の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の利用者に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法によつてかを行う事業に利用されないこと。）となく所属農林中央金庫等に提供されないこと。

ハ 組合業務等において取り扱う利用者に関する非公開情報が、事前に書面その他の適切な方法により当該利用者の同意を得ることなく前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為のいずれかを行なう事業に利用されないこと。

二十九九 業務代理組合において、その取り扱う個人である利用者に関する情報の安全管理、職員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要なかつ適切な措置が講じられること。

三十 業務代理組合において、信用情報に関する情報であつて個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置が講じられるこ

チ 利用者に対し、不當に、前項第三号イにより
事業に係る取引上の優越的地位を不當に利用して、取引の条件又は実施について不利な利益を与える行為

リ 利用者に対し、組合業務等における取引上の優越的地位を不當に利用して、前項第三号イにより
契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をさせる行為

ヌ 利用者に対し、組合業務等における取引上の優越的地位を不當に利用して、前項第三号イにより
三号イ（1）から（3）までに掲げる行為のいずれかを行ふ事業に係る取引の条件又は実施について不利益を与える行為

ヌ 所属農林中央金庫等に対し、前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為に係る契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げず、又は虚偽のことと告げる行為

イ 総勘定元帳 作成の日から五年間

三十五 所属農林中央金庫等において、前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為のいずれかを行ふ事業の処理及び計算を明らかにするため、次のイからハまでに掲げる帳簿書類（同号イ（1）から（3）までに掲げる行為に係る契約の締結の代理を行わない場合、ハに掲げるものに限る。）が作成され、当該イからハまでに定める期間保存されること。

ハ 代理事業に係る利用者に対して行つた前項第三号イ（1）から（3）までに掲げる行為に係る契約の締結の媒介の内容を記録した書面 当該媒介を行つた日から五年間

三十六 業務代理組合において、事業年度ごとに、別紙様式第五号により報告書が作成され、当該業務代理組合の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を添付して、事業年度経過後三月以内に所属農林中央金庫等により農林水産大臣及び金融庁長官（当該所属農林中央金庫等が信用農業協同組合連合会（法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会をいう。）である場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長））をいう。以下この号、次号ロ、第四十号、第八項及び第十項において同じ。）に提出

出されること。ただし、やむを得ない理由により事業年度経過後三月以内に報告書を提出することができない場合には、所属農林中央金庫等が、報告書提出の期限の延期を求める承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出することにより、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる」ととする。

三十七 業務代理組合において、所属農林中央金庫等の事業年度ごとに当該所属農林中央金庫等が作成する説明書類（農業協同組合法第五十四条の三第一項及び第二項、水産業協同組合法第九十二条第三項及び第百条第三項において準用する同法第五十八条の三第一項及び第二項又は農林中央金庫法第八十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類をいう。以下この号において同じ。）を、当該事業年度経過後四月以内に、代理事業を行う全ての事務所に備え置き、縦覧を開始し、当該事業年度の翌事業年度に係る説明書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供せること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ 説明書類が電磁的記録（農業協同組合法第十五条の五十七第一項、水産業協同組合法第十七条の七第一項又は農林中央金庫法第十九条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成されているときは、代理事業を行う全ての事務所において、当該説明書類の内容である情報又は、当該情報を掲載したウェブサイトのアドレス（第二次元コードその他のこれに代わるもの）を紙面又は映像面に表示する措置を、当該事業年度経過後四月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの説明書類の縦覧を開始するまでの間行う場合

ロ やむを得ない理由により当該所属農林中央金庫等の事業年度経過後四月以内に説明書類の縦覧を開始できない場合に、所属農林中央金庫等が、縦覧の開始の期限の延期を求める承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出することにより、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる」とする場合

三十八 所属農林中央金庫等が、業務代理組合が行う代理事業の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じること。

イ 業務代理組合及びその代理事業の従事者に対する、代理事業の指導、代理事業に関する法令等を遵守させるための研修の実施等の措置

ロ 業務代理組合における代理事業の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、業務代理組合が当該代理事業を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、業務代理組合に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

ハ 代理事業の健全かつ適切な運営を確保すること等により、業務代理組合が当該代理事業を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、業務代理組合に対する必要かつ適切な監督等を行いうための措置

二 業務代理組合が行う前項第二号イ(2)に掲げる行為について、必要に応じて自らが審査を行うための措置

ホ 所属農林中央金庫等の名称、業務代理組合であることを示す文字及び当該業務代理組合の名称を店頭に掲示せるとともに、その常時使用する職員の数が二十人以下である場合又はそのウェブサイトがない場合を除き、当該業務代理組合のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供せしるための措置

ト 業務代理組合の事務所における代理事業に関し犯罪を防止するための措置

チ 業務代理組合の代理事業を行う事務所の廃止(法第四十二条第三項後段の認可に係るもの)を除く。)に当たつては、当該事務所の利用者に係る取引が当該業務代理組合の他の事務所若しくは所属農林中央金庫等又は他の農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会若しくは他の水産業協同組合法第十一一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合

合連合会へ支障なく引き継がれるなど、当該事務所の利用者に著しい影響を及ぼさないようにするための措置

リ 業務代理組合の代理事業に係る利用者からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

又 イからりまでに掲げるもののほか、この項目に規定する基準（これに付された条件を含む。）に適合するための措置

三十九 所属農林中央金庫等が、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、当該所属農林中央金庫等の事務所（無人の事務所又は外国に所在する事務所を除く。）に備え置き、利害関係人が必要とするときに閲覧できるよう措置すること。

イ 業務代理組合の名称、住所、出資総額並びに当該業務代理組合を代表する理事及び当該業務代理組合の常務に従事する理事の住所及び氏名

ロ 代理事業の種類

ハ 代理事業の開始年月日

四十一 業務代理組合が次に掲げる場合に該当するときは、所属農林中央金庫等は、その旨を、理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（イに掲げる場合にあつては、変更後の委託契約書の写しを含む。）を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に届け出ること。ただし、ロに掲げる場合にあつては、所属農林中央金庫等又は業務代理組合がその発生を知った日から三十日以内に届け出ることとする。

イ 代理事業に係る委託契約書を変更した場合

ロ 代理事業に関する不祥事件（業務代理組合又はその役員（その職務を行なうべき者を含む。）若しくは職員が次のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。）が発生した場合

(1) 業務代理組合の代理事業を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

(2) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又は預金等に係る不当契約の取締りに関する法律（昭和三十二年法律第百三十六号）に違反する行為

(3) 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盜難に遭うこと及び過失

による当該特定優先出資等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の令附則第八条に規定する要件に該当することを証する書類」と、附則第十五条第一項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類及び当該合併等の後において機構が保有する法附則第五条第一項の決定を受けて取得した特定優先出資等につき機構に対し譲渡その他の処分をする通しを記載した書面」とする。

(資本整理等実施要綱の提出)

第二十五条 法附則第十七条第一項の規定により信用事業再構築(同項に規定する信用事業再構築をいう。以下同じ。)に伴う資本整理(同項に規定する資本整理をいう。以下同じ。)を可とする旨の認定を申請する特別対象組合等は、別紙様式第三号により作成した資本整理等実施要綱(同項に規定する資本整理等実施要綱をいう。以下同じ。)に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

二 附則第三条第二号に掲げる書類(当該特別対象組合等に係る信用事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡である場合には、信用事業再構築の相手方組合等をいう。以下同じ。)に係るものと含む。

三 資産の額が、負債の額に法附則第五条第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等のうち優先出資の額を下ることを証する書面。

四 信用事業再構築に係る当該特別対象組合等の自己資本比率の見込みを記載した書面(当該特別対象組合等に係る信用事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡である場合には、信用事業再構築の相手方組合等に係るものと含む。)

五 資本整理を行った後に機構が引き続き当該特別対象組合等に係る法附則第五条第一項の決定を受けて取得した特定優先出資等を保有する場合には、当該特定優先出資等につき機構に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の機構による当該特定優先出資等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の法附則第十七条第二項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類」とする。(特定承継会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第二十九条 農林中央金庫は、法附則第二十六条第一項の規定により特定承継会社(同項に規定

六 役員の履歴書

七 その他法附則第十七条第二項の認定に係る審査をするため参考となるべき書類

(資本整理等実施要綱の記載事項)

第二十六条 法附則第十七条第一項第四号の主務省令で定める事項は、同条第二項の認定を申請した特別対象組合等に係る信用事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡でない場合にあっては、次に掲げる事項とする。

一 当該信用事業再構築後の経営体制の整備に関する事項

二 事業の継続及び再建を内容とする計画に関する事項

(資本整理の認定に係る特定優先出資等の処分等が困難と認められる場合)

二十七條 法附則第十七条第二項第五号の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法附則第五条第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等がその内容に照らして譲渡その他の処分を行うことが著しく困難な場合とする。

二 法附則第五条第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等につき、剩余金をもつてする消却又は返済を受けることが困難であると認められる場合

(資本整理を可とする旨の認定を受けた場合における信用事業強化計画の記載事項)

二十八條 特別対象組合等が法附則第十七条第二項の認定を受けた場合における附則第七条の規定の適用については、同条中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類」とあるのは、次に掲げる書類及び機構が保有する法附則第五条第一項の決定を受けて取得した特定優先出資等につき機構に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の機構による当該特定優先出資等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の法附則第十七条第二項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類」とする。

二 附則第三条第二号に掲げる書類(当該特別対象組合等に係る信用事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡である場合には、信用事業再構築の相手方組合等をいう。以下同じ。)に係るものと含む。

三 資産の額が、負債の額に法附則第五条第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等のうち優先出資の額を下ることを証する書面。

四 信用事業再構築に係る当該特別対象組合等の自己資本比率の見込みを記載した書面(当該特別対象組合等に係る信用事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡である場合には、信用事業再構築の相手方組合等に係るものと含む。)

五 資本整理を行った後に機構が引き続き当該特別対象組合等に係る法附則第五条第一項の決定を受けて取得した特定優先出資等を保有する場合には、当該特定優先出資等につき機構に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の機構による当該特定優先出資等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の法附則第十七条第二項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類」とする。

六 特定承継会社を子会社とすることについての認可の申請等)

する特定承継会社をいう。以下同じ。)を子会社(農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。)とするとの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

七 その他の機構による当該特定優先出資等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の法附則第十七条第二項第五号に掲げる要件に該当することを証する

社(農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。)とあることは、認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

八 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役)の履歴書

九 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

十 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

十一 理由書

十二 農林中央金庫に関する次に掲げる書面

十三 農林中央金庫及びその子会社等(農林中央金庫法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。以下この号並びに次項第四号及び第六号において同じ。)に関する次に掲げる書面

十四 農林中央金庫及びその子会社等につき連続して記載した最終の貸借対照表等及び剩余金処分計算書等その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

十五 当該認可後ににおける収支の見込みを記載した書面

十六 最終の貸借対照表等及び剩余金処分計算書等その他の他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

十七 営業所の位置を記載した書面

十八 最近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書面

十九 特定業務(法附則第二十七条第二号に規定する特定業務をいう。次項において同じ。)に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

二十 特定業務(法附則第二十七条第二号に規定する特定業務をいう。次項において同じ。)に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

二十一 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

二十二 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

二十三 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

二十四 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

二十五 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

二十六 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

二十七 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

二十八 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

二十九 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

三十 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

三十一 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

三十二 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

三十三 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

三十四 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

三十五 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

三十六 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

三十七 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

三十八 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

三十九 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

四十 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

四十一 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

四十二 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

四十三 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

四十四 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

四十五 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

四十六 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

四十七 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

四十八 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

四十九 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

五十 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

五十一 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

五十二 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

五十三 会計監査人の履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行なうべき社員の履歴書)

(農林中央金庫法第七十三条第一項に規定する基準議決権数をいう。)を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

七 前各号に掲げるもののほか法附則第二十七条各号に掲げる要件に該当するかどうか審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

農林水産大臣及び内閣総理大臣は、前項の規定による認可の申請に係る法附則第二十七条各号に掲げる要件に該当するかどうか審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 首都忍丁に係る第三七二、寺三農業協同組合

始後三事業年度を経過するまでに適当となることが見込まれること。

始後三事業年度を経過するまでに適当となることが見込まれること。

十一 特定業務に関する十分な知識及び経験を有する取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人又は従業員の確保の状況、会社の經營管理に係る体制等に照らし、当該認可に係る会社が特定業務を的確、公正かつ

効率的に遂行することができ、かつ、十分な社会的な信用を有する者であること。
十二 特定業務の内容及び方法が預金者等の保護その他の信用秩序の維持の観点から適当であること。

3 農林中央金庫は、法附則第二十六条第一項の認可を受けようとするときは、第一項に定めるところに準じた書面を農林水産大臣及び内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

4 農林中央金庫は、法附則第二十六条第一項の認可を受けようとするときは、前項の規定により予備審査を求めようとするときは、農林水産大臣及び内閣総理大臣に提出する申請書のうち

内閣総理大臣に提出するものを、金融庁長官を経由して提出しなければならない。
（銀行法第十条の業務を行う特定承継会社に係る銀行法施行規則の適用関係）

八号に掲げる業務を行ふ場合においては、同号の銀行その他金融業を行う者の代理又は媒介は、銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の規定にかかわらず、金融機関等の業務の代理又は媒介（金融業務に限る。）

2 前項の「金融機関等」とは、次に掲げる者を
とする。
一 株式会社日本政策金融公庫
二 中國農業開拓金融公庫

二 沖縄振興開発金融公庫
三 銀行
四 信用金庫及び信用金庫連合会
五 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第
九条の九第一項第一号の事業を行ふ協同組合

六 労働金庫及び労働金庫連合会
七 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業
八 を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
九 水産業協同組合法第十二条第一項第四号の

事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合

会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合

九 農林中央金庫
十 特定承継会社
十一 資金移動業者（資金決済に関する法律）

(平成二十一年法律第五十九号) 第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。)

一十三
十四
十五
十六

獨立行政法人農林漁業信用基金
獨立行政法人中小企業基盤整備機構
独立行政法人農業者年金基金
独立行政法人農林漁業信用基金

十七 独立行政法人住宅金融支援機構
十八 農水産業協同組合貯金保険機構
十九 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法

（昭和三十六年法律第二百四号）に規定する
二十 農業信用基金協会（農業信用保証保險法
律（昭和二十八年法律第七号）第八十条第一
項の規定により組織された酒造組合中央会

農業信用基金協会をいう。)

十四号 第一条第四項に規定する保証事業会社をいう。)

会（平成十四年一月十六日に社団法人ジエイエイバンク支援協会という名称で設立された法人をいう。）

二十四 前各号に掲げる者のほか 農林水産大臣及び金融庁長官が定める者 第一項の「金融業務」とは、次に掲げるものをいう。

一 前項各号（第三号から第十一号まで、第二十二号及び第二十四号を除く。）に掲げる者の業務（同項第一号に掲げる者にあっては株式会社又は合資会社並びに元老院の事務）

式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一條第一項第一号の規定による同法別表第一第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及

び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらに属する業務

る業務並びに次に掲げる法律の規定による業務、前項第十二号に掲げる者にあつては中小

イ 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保
保金融に関する法律（昭和二十九年法律第
九十一号）第十条第一項

ロ 農業改良資金融通法（昭和三十一年法律
第二百二号）第三条第一項

ハ 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法
(昭和五十二年法律第九十三号) 第一項

二 林業経営基盤の強化等の促進のための資
金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十
四年法律第五十一号）第五条第四項

ホ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年
法律第六十五号）第十四条の六第一項

ヘ 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平
成元年法律第六十五号）第五条第一項

ト 食品等の流通の合理化及び取引の適正化
に関する法律（平成三年法律第五十九号）
第七条第一項

チ 獣医療法（平成四年法律第四十六号）第
十五条第一項

リ 食品の製造過程の管理の高度化に関する
臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第
十条第一項

ヌ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の
促進に関する法律（平成十一年法律第百十
二号）第十二条第一項

ル 農業競争力強化支援法（平成二十九年法
律第三十五号）第二十五条第一項

ヲ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する
法律（令和元年法律第五十七号）第四十
一条第一項

二 次に掲げる業務又は事業の代理又は媒介
イ 前項第三号から第六号まで、第九号、第十
号又は第二十四号に掲げる者の業務又は事
業（次に掲げる業務又は事業を除く）。
(1) 銀行法第十条第二項第八号の二に掲げ
る業務
(2) 長期信用銀行法第六条第三項第五号の
二に掲げる業務
(3) 信用金庫法第五十三条第三項第七号の
二及び第五十四条第四項第七号の二に掲げ
る業務

イ 信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十二号）第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。）の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項各号に掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。）を受託する契約の締結

特定承継会社が銀行法第十条第二項第八号の二に掲げる業務を行う場合においては、同号の外国銀行の業務の代理又は媒介は、銀行法施行規則第十三条の二の規定にかかるらず、同法第十三条第二項第八号に規定する外国銀行の同号第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行

三 前項第十一号に掲げる者が當む資金移動業務（資金決済に関する法律第二条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介は媒介

(5) 農林中央金庫法第五十四条第四項第十一号の二に掲げる業務
前項第七号に掲げる者の業務又は事業（農業協同組合法第十一條第二項に規定する信用事業（同法第十条第六項第八号の二に掲げる事業を除く。）に限る。）
八 前項第八号に掲げる者の業務（水産業協同組合法第十一條の五第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業（同法第十一條第三項第七号の二、第八十七条第四項第七号の二、第九十三条第二項第七号の二及び第九十七条第三項第七号の二に掲げる事業を除く。）に限る。）

(4) 中小企業等協同組合法第九条の八第一項第十二号の二及び第九条の九第六項第三号に掲げる事業

うことができる業務を除く。)の代理又は媒介(外国において行うものに限る。)とする。

い場合にあつては、

あつては、
その旨)
とする。

あつては、その旨とする。

四号に規定する電子公告をいう。」に
より公告をして下さい

一項第二号の主務省令で定めるもの

るときは、同法第九百十一条第三項

(合併等を決議等する際に公告及び催告すべき事項) 第二の条五第
第五条の二 法第十二条第一項第二号(法第二十七条において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨(最終事業年度がなる際に公告及び催告すべき事項) 第五条の二 法第十二条第一項第二号(法第二十七条において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、農林中央金庫にあつては、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨(最終事業年度がない場合に

(農林中央金庫と特定承継会社との合併)	第六十条第一項 第十号	法第二十七条	令附則第九条第 二項
第三十二条 法附則第三十条第二項の規定により 法の規定を適用する場合においては、次の表の 上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			

第六条第一項		第六条第一項	第六条第一項
第六条第一項 第七号	農林中央金庫 及び特定農水 産業協同組	第六号に掲げるも のを除く。) 特定農水産業協 同組合等	第六号に掲げる書類 (第六号に掲げるも のを除く。) 特定農水産業協 同組合等
法附則第二十九条第二項の規定により法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			

（うことができる業務を除く。）の代理又は媒介（外国において行うものに限る。）とする。
（特定農業協同組合等から特定承継会社への信
用事業の譲渡）

第三十一条 令附則第九条第三項において準用する令第六条第一項第四号に規定する農林水産省令・内閣府令で定める書類については、第七条の規定を準用する。

刊新聞紙で公告を
しているときは、
当該日刊新聞紙の
名称、日付及び当
該公告が掲載され
ている頁

2 法第十二条第一項第二号の主務省令で定めるものは、特定承継会社（法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）にあっては、法第十二条第一項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二十四号二号及び第五条の四第四号において同じ。）に係る貸借对照表又は第二項の規定により公告をしている場合に掲げるもの

イ 時事に関する事項を賜得する日

二 信用農水産業協同組合連合会
（法第二条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。以下同じ）
（清算組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百四十九号））

二 特定承継会社（清算株式会社を除く。）についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（会社法第四百三十一条第二項に規定

四号に規定する電子公告をいう。」により公告をするときは、同法第九百十一条第三項第二十八条イに掲げる事項
二 最終事業年度に係る貸借対照表につき当該特定承継会社が会社法第四百四十四条第三項に規定する措置を執つている場合同法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項
三 当該特定承継会社につき最終事業年度がない場合
四 当該特定承継会社が清算株式会社（会社法第四百七十六条に規定する清算株式会社をいう。以下同じ。）である場合 その旨
五 前各号に掲げる場合以外の場合 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第六編第二章の規定による最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容

第七百三十二号) 第七十二条の三又は水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条号) 第九十二条第五項若しくは同法第五項において準用する同法第七十七条において読み替えて準用する会社法(平成十七年法律第八十六号) 第四百七十五条规定により清算する信用農水産業協同組合連合会をいう。次号及び次条第四号において同じ。)を除く。)についての次に掲げる事項イ 最終事業年度に係る決算関係書類(農業協同組合法第三十六条第七項及び水産業協同組合法第四十条第七項に規定する決算関係書類をいう。)(最終事業年度がない場合にあっては、当該信用農水産業協同組合連合会の成立の日ににおける貸借対照表)の内容ロ 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあっては、信用農水産業協同組合連合会の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当

事業報告並びに監査報告及び会計監査報告をいう。) (最終事業年度がない場合には、当該特定承継会社の成立の日における貸借対照表)の内容

口 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合には、当該特定承継会社の成立の日における貸借対照表)の内容

社法第四百四十一
条第一項に規定する臨時決算日(当該臨時決算日が二以上ある場合にあっては、最も遅いもの)とする臨時計算書類等(同項に規定する臨時計算書類並びに監査報告及び会計監査報告をいう。以下において同じ。)があるときは、当該臨時計算書類等の内容

ハ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該特定承継会社の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第十二条の二第一項第二号口に掲げる日(以下この条において「合併契約備置開始日」)という。)後合併の

第一第六	号四第四の条五第	号三第三の条五第	該信用農水産業財團組合連合会の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第十一条の二第一項第二号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日（以下この条において「合併契約準備開始日」）において「合併契約準備開始日」）の後合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）
二 定する合併総会の 議事録（法第九条 の二第一項の規定 により総会の承認	二 法第十条に規 定する合併総会の 議事録（法第九条 の二第一項の規定 により総会の承認	清算組合	信用農水産業協同組合連合会（清算組合に限る。）が農業協同組合法第七十二条第一項、水産業協同組合法第九十二条第五項若しくは同法第一百零五条第一項に準用する同法第七十七条又は十五条第一項
二 法第十条に規 定する合併総会の 議事録（法第九条 の二第一項の規定 により総会の承認	二 法第十条に規 定する合併総会の 議事録（法第九条 の二第一項の規定 により総会の承認	清算株式会社	特定承継会社（清算株式会社に限る。）が会社法第四百九十二条第一項

（特定承継会社から農林中央金庫への事業の譲渡）		号 第二項
第三十三条	法附則第三十一条第一項の規定により法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句とは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	を行なう農林中央金庫にあつては、同項の経営管理委員会の議事録
第六条第一項	二項	を行なう農林中央金庫にあつては同項の経営管理委員会の議事録、特定承継会社にあつては取締役会の議事録（次にイ又はロに掲げる場合には、当該イ又はロに定める書類）
二項	二項	イ 合併契約の内容の決定につき、会社法第三百九十九条の十三第五項又は第六項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定があつたことを証する書面 ロ 合併契約の内容の決定につき、会社法第四百六十六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつた場合、当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面
二項	二項	（信託兼営銀行とみなされる特定承継会社による農林中央金庫法施行規則の適用関係）
第三十四条	二項	法附則第三十二条第一項の規定により農林中央金庫法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句を除く。）

八 五 五 第 九 項 第 十	四 第 令 は 又	関 機 融 金 る す 継 承 を 部 一 は 又 部 全 の 務 義 利 權 の 關 機 融 金 綻 破 び 及	一 九 条 七 十 号	定 則 の 規 定 施 行 規 則 金 庫 法 林 中 央	読み え る 農 耕 替 え る 句 字 る れ ら え 替 み 読 み 替 え る 字 句
者 又 は 特 定 承 繼 會 社 、 令 第 四 十 四 条 各 号 に 掲 げ る	、 令 第 四 十 四 条 各 号 に 掲 げ る	、 破 綻 金 融 機 機 関 の 權 利 義 務 の 全 部 又 は 一 部 を 承 継 す る 金 融 機 機 關 及 び 經 營 困 難 特 定 承 繼 會 社 (農 林 中 央 金 庫 及 び 特 定 農 水 產 業 協 同 組 合 等 に 由 る 信 用 事 業 の 再 編 及 び 強 化 に 關 する 法 律 附 則 第 三 十 三 條 第 二 項 の 規 定 に よ り 適 用 す る 農 水 產 業 協 同 組 合 貯 金 保 險 法 第 二 條 第 五 項 に 規 定 す る 經 營 困 難 農 水 產 業 協 同 組 合 の う ち 、 特 定 承 繼 會 社 (農 林 中 央 金 庫 及 び 特 定 農 水 產 業 協 同 組 合 等 に 由 る 信 用 事 業 の 再 編 及 び 強 化 に 關 する 法 律 附 則 第 二 六 條 第 一 項 に 規 定 す る 特 定 承 繼 會 社 を い う 。 第 九 十 五 條 第 五 項 第 八 号 、 第 九 十 七 條 第 二 項 第 二 号 並 び に 第 百 二 十 三 條 第 四 号 三 及 び 第 五 号 イ に お い て 同 じ 。) で あ る も の を い う 。)	句 字 る れ ら え 替 み 読 み 替 え る 字 句		

第百二 三百二	第二百二 (2) 四号	第二百二 三条	第二百二 三条	第二百二 二号	第二百二 二号	第二百二 二号	第二百二 二号	第二百二 二号	第二百二 二号
し過経	合場		人法のそ	務業るげ掲に次		者るげ掲に号各条四十			
産業協同組合等による信用事 が農林中央金庫及び特定農水 経過しない者（農林中央金庫 産業協同組合等による信用事	承継会社）	場合（農林中央金庫が農林中 央金庫及び特定農水産業協同 組合等による信用事業の再編 及び強化に関する法律附則第 三十三条第一項の規定により農 林中央金庫及び特定農水産業 協同組合等による信用事業の 再編及び強化に関する法律附 則第二十六条第一項の認可を 取り消された場合を含む。）	その法人（農林中央金庫が農 林中央金庫及び特定農水産業 協同組合等による信用事業の 再編及び強化に関する法律附 則第三十三条第一項の規定に より適用する銀行法第二十七 条又は第二十八条の規定によ り農林中央金庫及び特定農水 産業協同組合等による信用事 業の再編及び強化に関する法律 附則第二十六条第一項の認 可を取り消された場合にあつ ては、その取消しに係る特 定	次に掲げる業務及び特定承継 会社の業務					

第三項まで	第十四条の五第一項から第三項まで	第十四条の五第四項	銀行法第十三条第一項前段に規定する自己資本の純合計額
二	第十四条の十一の二	第十四条の十一	銀行法施行令第四条第十二項第五号に規定する農林水産省令・内閣府令で定める理由
三	第十四条の十一の二	第十四条の十一	銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認の申請
四	第十四条の十一の二	第十四条の十一	銀行法第十三条第三項第二号に規定する信用の供与等を行う特定承継会社又はその子会社等と実質的に同一と認められる者
五	第十四条の七第二項及び第一項	第十四条の八第一項(第二号を除く)	銀行法施行令第四条の二第二項に規定する農林水産省令・内閣府令で定めるもの
六	第十四条の九	第十四条の九	銀行法第十三条の二ただし書に規定する主務省令で定めるやむを得ない理由
七	第十四条の十	第十四条の十	銀行法第十三条の二第一号に規定する主務省令で定める取引
八	第十四条の十一	第十四条の十一	銀行法第十三条の二第二号に規定する主務省令で定める取引又は行為
九	第十四条の十一	第十四条の十一	銀行法第十三条の三第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるもの
十	第十四条の十一	第十四条の十一	銀行法第十三条の三第四号に規定する主務省令で定める行為

十五第二	三十四条の三第二項に規定する主務省令で定める日
第十四条	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の十六第一項において準用する同法第三十四条の三第二項第四号イに規定する主務省令で定める事項
第十四条	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第七号に規定する主務省令で定める事項
第十四条	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第七項に規定する主務省令で定める期間
第一項	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第十一項に規定する主務省令で定める事項
第一項	銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第十一項に規定する主務省令で定める事項
第一項	銀行法施行令第四条の五第一項第十九条に規定する農林水産省令・内閣府令で定めるもの
第一項	銀行法施行令第四条の五第一項第十九条に規定する農林水産省令・内閣府令で定める事項
第一項	銀行法施行令第四条の五第二項に規定する農林水産省令・内閣府令で定める方法
第十四条	銀行法施行令第四条の五第二項に規定する農林水産省令・内閣府令で定める事項
二十一第一	二号に規定する農林水産省令・内閣府令で定める事項
二十一第一	二号に規定する農林水産省令・内閣府令で定める事項

第三十四条 第五項	第三十四条 第六十 条の六 十 による届出	銀行法第五十二条の五十二の規定 による承認の申請等
第三十四条 第六十 条の六 十 の規定する主務省令で定める措置	第三十四条 第六十 条の六 十 の規定による承認の申請等	銀行法第五十二条の五十二の規定 による届出

け、又は受けろ
ことが見込まれ
る株式会社に係
るものに限る。」

が見込まれる株式会社に係るものに限る。)
14の2 再編
強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第六条の二第一項第五号に規定する主務省令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社又は障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)以下この項において「障害者雇用促進法」という。)第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社(それぞれ障害者雇用促進法第十四条第一項、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項に規定する子会社、関係会社又は關係子会社をいう。)とする。
一 専ら情報通信技術を活用し当該特定承継会社の営む銀行法第二条第二項に規定する銀行の高度化若し

くは当該特定承継会社の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資する見込まれる業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は提供される役務の提供を行う業務であつて、当該特定承継会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を來す著しいおそれがないもの

三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該特定承継会社の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業（他の事業者等の経営に関する法律）の他の必要な情

等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他他の必要な情

報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託その他の当該特定承継会社の當む業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者（同条第一号に規定する労働者）が常時雇用される労働者でないものに限る。）業として行われる同条第一号に規定する労働者派遣の対象となるものに限る。）

四 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該特定承継会社若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共にして設計し、若しくは開発したシステム又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該特定承継会社若しくはその子会社が単

独で若しくは他の事業者等と共にして設計し、若しくは作成し、たプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)を行う業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)
五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務
六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第二十九号))
第二条第一項に規定する成年後見人等をいう。
以下この号において同じ。)の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務
八 前各号に掲げる業務に必要となる業務であつて、子会社対象会社(銀行法第十六条の二第一項に規定する子会社対象

第 五 号	項 第 十 二 項 の 三 第 二 条	第 七 十 七 条	第 七 十 七 条 の 三 第 二 号	第 七 十 七 条 の 三 第 一 号	第 七 十 七 条 の 三 第 十 一 号	第 七 十 七 条 の 二 第 十 九 号	第 七 十 七 条 の 二 第 十 九 号	第 七 十 七 条 の 二 第 十 九 号	
五 号	項 第 十 二 項 の 三 第 二 条	経 営 相 談 等 業 務	行 業	電 子 決 済 等 代 行 業	貸 付 け (住 宅 の 購 入 に 必 要 な 資 金 の 貸 付 け そ の 他 の 消 費 者 に 対 す る 資 金 の 貸 付 け に 限 る)	險 業 者	ハ イ ロ イ ク 銀 行 保 險 会 社 少 額 短 期 保	一 次 に 掲 げ る 会 社 の い ず れ か を 子 会 社 と す る 持 株 会 社	一 次 に 掲 げ る 会 社 の い ず れ か を 子 会 社 と す る 持 株 会 社

信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、法協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている（1）から（10）までに規定する免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。（以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録を拒否された場合

第三十四条 第三十 七第四号 ト （一）	第三十四条 第三十 七第四号 ト （一）
期信用銀行法、長 期信用銀行法、 信用金庫法、勞 働金庫法、中小 企業等協同組合 法、協同組合に による金融事業に 関する法律、農 業協同組合法、 水産業協同組合 法、農林中央金 庫法、貸金業法 又は金融サービ スの提供及び利 用環境の整備等 に関する法律に 相当する外国の 法令の規定によ り解任を命ぜら れた取締役、執 行役、会計參 与、監査役、會 計監查人又はこ れらに準ずる者 （一） 銀行法 第二十七條若し くは同法第五十 二條の三十四第	期信用銀行法、 信用金庫法、勞 働金庫法、中小 企業等協同組合 法、協同組合に による金融事業に 関する法律、農 業協同組合法、 水産業協同組合 法、農林中央金 庫法、貸金業法 又は金融サービ スの提供及び利 用環境の整備等 に関する法律に 相当する外国の 法令の規定によ り解任を命ぜら れた取締役、執 行役、会計參 与、監査役、會 計監查人又はこ れらに準ずる者 （一） 銀行法

つた日から五年
を経過しない考

経過しない者
リ　銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、同法第五十二条の五十六第二項（長期信用銀行法第十九条第三項、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第十四条第三項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項の許可、信
用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条第一項の許可、

号 二 七 条 第 三 十 四 条 第 三 十 五	号 イ 第 五	第三 十 四 条 の 三 十 五	
チ ま で		経過 し な い 者	(11)まで
リ ま で	(農林中央金庫が 法第二十七条又 は第二十八条の 規定により再編 強化法附則第二 十六条第一項の 認可を取り消さ れた場合にあつ ては、その取消 しの日から五 年を経過しない 特 定承 継 会 社 で あ つ た 者)	経過 し な い 者	(12)まで

(特定承継会社の同一人に対する特例)	人以下の会社又は個人をいう。ただし、卸売業にあっては資本金一億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、サービス業にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、小売業及び飲食店にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が五十人以下の会社又は個人をいう。)に対する貸出金(外国に所在する営業所の貸出金及び特別国際金融取引勘定に係る貸出金を除く。)残高及び貸出金の総額に占める割合						
第三十五条の二	前条第一項において準用する銀						

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第五十条の令第三第二項	第十一条第三項	第十四条第三項	第十四条第三項
確定拠出年金運営管理機関に関する命令(平成十三年内閣府・厚生労働省令第六号)第四条第三号	のいし経もな過合会	合同業用る定に二項第二法強再又連組協農信す規号第一条第化編は、再編強化法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会又は特定承継会社	、再編強化法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会又は特定承継会社

十 第二の条 第一 者 表 の 提 出 そ の 金		定規の則規行施法險保金貯合組同協業產水農るえ替み讀	読み替えられる字句	読み替えられる字句
十二 農水産業 協同組合の再生手続の特例等に 関する法律(平成十九年法律第十五号) 及び第三章の規定による貯金の規定 の表の提出その他の規定	十二 農水産業 協同組合の再生手續の特例等に 關する法律(平成十九年法律第十五号) 及び第三章の規定による貯金の規定 の表の提出これらの規定			
十二 農水産業 協同組合の再生手續の特例等に 關する法律(平成十九年法律第十五号) 及び第三章の規定による貯金の規定 の表の提出これらの規定				

号二	他これらの規定による業務に関する事項する事項	第十二条
十二の二 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百八十九号。第四十号)第四章第四節、第五章第二節及び第六章第二節の規定による預金者との提出その他のこれららの規定による業務に関する事項	(適格性の認定の申請)	第十二条
第二十四条 農水産業協同組合は、法第六十三条第一項の規定により法第六十条第一項に規定する合併等の認定を受けようとするときは、認定申請書に次に掲げる書類を添付して都道府県知事(合併後存続し、若しくは合併により設立される農水産業協同組合、信託事業の全部若しくは一部を譲り受けた農水産業協同組合又は付保貯金移転を受ける農水産業協同組合が農林水産大臣及び内閣総理大臣の監督に係るものであるときは、農林水産大臣及び金融庁長官)に提出しなければならぬ。	(適格性の認定の申請)	第十二条
二 最終の貸借対照表 (関連する注記を含む)。	一 理由書	二 二
受け取る農水産業協同組合が農林	付保貯金移転を	他これら

号三第三条三十三第		号一第一条三十三第	
の貸借対照表	又は水産業協同組合法施行規則	の規定	の規定
又は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年	、水産業協同組合法施行規則	及び会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第六条第二項第一号の規定	、水産業協同組合法施行規則 （資本金の額の減少の場合に催告を要しない債権者） 第三十条の二 法第九十五条の二第四号に規定する債権者で主務省令で定めるものは、保護預り契約に係る債権者とする。

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十の十八各号	読み替える命令の規定						(信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法施行規則以外の命令の適用関係)		
	者	貯金	者	貯金	(法)者	貯金	句る字句	替えられえ	読み替える字句
預金者	預金者に	預金者を	預金者を	預金者による法	預金者(再編強化法附則第三十条第二項の規定により適用する)	三条第二項の規定により適用する	中央金庫	中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときに於ける命令を受けた農林	があると認めるときにする命令を受けた組合

四十七 労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令（平成六年大蔵省・労働省令第一号）

四十八 農水産業協同組合の優先出資に関する命令（平成六年大蔵省・農林水産省令第一号）（第五条第一号に限る。）

四十九 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

五十 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）

五十一 沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）

五十二 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第二百七号）

五十三 地方独立行政法人法施行規則（平成十六年総務省令第五十一号）

五十四 会社法施行規則（平成十八年法務省令第一項に限る。）

五十五 金融商品取引業等に関する内閣府令（第二十六条に限る。）

五十六 公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）

五十七 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八条）

五十七の二 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（第八十九条の四第二項、第八十九条の六及び第八十九条の十第一項に限る。）

五十八 地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成二十年総務省令第八十七号）

五十九 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（第二十四条、第二十九条第九号及び第四十一条第一号に限る。）

二 令附則第二十四条の規定により前項各号に掲げる命令の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

規定	読み替え る命令の 規定	長期信用 銀行法施 行規則第 二十五条 の十六第 五号イ	長期信 用 銀行法施 行規則第 二十五条 の十六第 二号	(2)	場合 場合	この二及び第五号イにおいて「再編強化法」という。附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消しに係る特定承継会社(同項に規定する特定承継会社をいう。第五号イ及び第二十五条の十二第二項において同じ)。	法人の 句る替 え字れみ	その法人(農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号。以下この二及び第五号イにおいて「再編強化法」という。附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消しに係る特定承継会社(同項に規定する特定承継会社をいう。第五号イ及び第二十五条の十二第二項において同じ)。
特定承継会社であつた者	読み替える字句	長期信用 銀行法施 行規則第 二十五条 の十六第 五号イ	長期信 用 銀行法施 行規則第 二十五条 の十六第 二号	い者 し経 な過	場合	十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消しの日から五年を経過しない	法人の 句る替 え字れみ	その法人(農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号。以下この二及び第五号イにおいて「再編強化法」という。附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消しに係る特定承継会社(同項に規定する特定承継会社をいう。第五号イ及び第二十五条の十二第二項において同じ)。

四号二 十五 四号二 第百二 則法規 則行規 労働金庫	会連組協農信す規号第一条第同又 合合同業用る定に二項第二法は	信用金庫 法施行規 則第一百四 二項 十九 条第 二項 三項 第十 二四	信用金庫 法施行規 則第一百四 二項 十九 条第 二項 三項 第十 二四	五号イ 十三条第 五号イ 十三条第 四号二 十三 三条第
その法人の その法人（農林中央金庫 が農林中央金庫及び特定 農水産業協同組合等によ る信用事業の再編及び強 化に関する法律（平成八年 法律第百八十八号。以下 この二及び第五号イにお いて「再編強化法」とい う	、同法第二条第一項第二 号に規定する信用農業協 同組合連合会又は特定承 繼会社	中央金庫及び特定農水產 業協同組合等による信用 事業の再編及び強化に關 する法律施行令（平成九年 政令第八号）附則第十 七条において準用する場 合を含む。）	第四十二条第三項（農林 中央金庫及び特定農水產 業協同組合等による信用 事業の再編及び強化に關 する法律施行令（平成九年 政令第八号）附則第十 七条において準用する場 合を含む。）	は第二十八条の規定によ り再編強化法附則第二十 六条第一項の認可を取り 消された場合を含む。）

規号	第一条 同定 に二項 第二法 は	三項 第十 第二 四	い し 者 な 過	場合	
二項	労働 金庫 法施行 規則 第一百三 十一条第 二項	労働 金庫 法施行規 則第一百二 十五条第 二項	五号イ 労働金庫 法施行規 則第一百二 十五条第 二項	(2) 四号 十五 条第 二	労働金庫 法施行規 則第一百二 十五条第 二項
継会社	、同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会又は特定承	日から五年を経過しない事業の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号)附則第七条において準用する場合を含む。)	可を取り消された場合にあつては、その取消しの規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消しの規定により再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十九条第一項の認可を取り消された場合を含む。)	は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十九条第一項の認可を取り消された場合を含む。)	場合(農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条规定に由り再編強化法附則第二十九条第一項の認可を取り消された場合を含む。)
					う。)附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条规定に由り再編強化法附則第三十三条第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消しに係る特定承継会社(同項に規定する特定承継会社をいう。第五号イ及び第一百三十一条第二項において同じ。)

協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十一条		協同組合	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十四条	その法人の会員組合協農信用組合
号イ	号イ	場所	場所	その法人の会員組合協農信用組合
第五	いしにぎる者による金融事業に関する法律施行規則第八十一条	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十四条	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十四条	その法人（農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第二百八十九号。以下この二及び第五号イにおいて「再編強化法」という。）附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条规定により再編強化法附則第三十三条第一項の規定により再編強化法附則第二十六条规定により適用する特定承継会社（同項に規定する特定承継会社をいう。第五号イ及び第八十九条第二項において同じ。）
第五	第五	第五	第五	第五

第五号イ の三十四 条第 三十七 行規則第 銀行法施	第四号チ の三十七 行規則第 銀行法施	第六五 二項 第十 第 二五	第七 二	いに場 てお合 律る関 法す
い し 経 な 過 ら	れ は 律 る 関 等 整 境 用 び 供 の ビ サ 金 く 若 こ 又 法 す に 備 の 環 利 及 提 ス ト 融 は し	、 金 融 サ ー ビ ス の 提 供 及 び 利 用 環 境 の 整 備 等 に 關 する 法 律 若 しく は 銀 行 法 又 は これ ら	第五十二 条の五十六 第二十七 条（再編強化法附則第三 項）による規定によ り適用する場合を含む。」	場合又は銀行法第五十二 条の五十六第一項の規定 により銀行法第五十二条 の三十六第一項の許可を 取り消された場合におい て
経過しない者（農林中央 金庫が銀行法第二十七條 又は第二十八條の規定に より再編強化法附則第二 十六条第一項の認可を取 り消された場合にあつて は、その取消しの日から				

第四項 第四十条 信託業法 施行規則	第三項 第三十二条 第三号イ	第四項 沖縄総合 事務局組 織規則第 二十三条	第三項 第二百三 十四条	保険業法 施行規則	二項 第二百三十 四条第三 項
三条十 項 第二四	三条十 項 第二四	を業代銀 者理行	会連組協產農信す規項第二法強再又 合合同業水用る定に二条第化編は	の同 項	再編強化法第四十二条第 三項（農林中央金庫及び 特定農水産業協同組合等 による信用事業の再編及 び強化に関する法律施行 令附則第十七条において 準用する場合を含む。）の 第一項に規定する特定承 継会社
合を含む。) 七条において準用する場 合を含む。)	第四十二条第三項（農林 中央金庫及び特定農水産 業協同組合等による信用 事業の再編及び強化に關 する法律施行令（平成九 年政令第八号）附則第十 七条における准用する場 合を含む。）	第四十二条第三項（農林 中央金庫及び特定農水産 業協同組合等による信用 事業の再編及び強化に關 する法律施行令（平成九 年政令第八号）附則第十 七条における准用する場 合を含む。）	銀行代理業者及び農業協 同組合を	、再編強化法第二条第二 項に規定する信用農水產 業協同組合連合会又は再 編強化法附則第二十六条 第一項に規定する特定承 継会社	再編強化法第四十二条第 三項（農林中央金庫及び 特定農水産業協同組合等 による信用事業の再編及 び強化に関する法律施行 令附則第十七条において 準用する場合を含む。）の 第一項に規定する特定承 継会社

<p>(欠格事由)</p> <p>第四十二条 特定承継会社が法附則第二十七条第 二号に規定する特定業務を営む場合における農 林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会に 対する第十一条第三項第十四号の規定の適用に ついては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲 げる字句とする。</p>										
<p>読み替え る規定</p>										
(i)	(i)	(i)	(i)	(i)	(i)	(i)	(i)	(i)	(i)	
場合	三 項 二 条 第 四 十 九 号	第五 十 年 法 律 (昭 和 五 十六 年)	第五 十 年 法 律 (昭 和 五 十六 年)	五 項 二 条 第 四 十 九 号	銀行 法 則 第 十七 七 条 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む。 (4) に お い て 同 じ。)	銀行 法 則 第 十七 七 条 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む。 (4) 及 び (7) (i) に お い て 同 じ。)	法人 （農 林 中 央 金 庫 が 法 規 定 に よ り 適 用 す る 銀 行 法 （昭 和 五 十六 年 法 律 第 五 十九 号） 第 二 十七 七 条 又 は 第 二 十八 八 条 の 規 定 に よ り 法 附 則 第 二 十六 条 第 一 項 の 認 可 を 取 り 消 さ れ た 場 合 に あ つ て は、 そ の 取 り 消 し に よ る 特 定 承 継 会 社 （	法人 （農 林 中 央 金 庫 が 法 規 定 に よ り 適 用 す る 銀 行 法 （昭 和 五 十六 年 法 律 第 五 十九 号） 第 二 十七 七 条 又 は 第 二 十八 八 条 の 規 定 に よ り 法 附 則 第 二 十六 条 第 一 項 の 認 可 を 取 り 消 さ れ た 場 合 に あ つ て は、 そ の 取 り 消 し に よ る 特 定 承 継 会 社 （	読み替える字句	読み替える字句
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										
<p>読み替える字句</p>										

法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。

附則（令和四年三月二四日内閣府・農林水産省令第四号）
この命令は、令和四年四月一日から施行する。

林水産省令第五号)

（令和四年四月一日）から施行する。

林水産省令第ハ号
この命令は、令和四年六月二十二日から施行する。

林水産省令第九号
この命令は、公布の日から施行する。
附則（令和四年七月一日内閣府・農林

水産省令第一〇号
この命令は、令和四年七月七日から施行する。

附 品令(令和四年七月一日内閣府令
林水産省令第一一号)

附則（令和四年九月一六日内閣府・農林水産省令第一四号）

月一日）から施行する。

林水産省令(第一号)
この命令は、令和五年三月三十日から施行
する。

附 則（令和五年五月二六日内閣府・農林水産省令第三号）

度の構築を図るための資金済済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

月一日から施行する。
附 則（令和六年一月三一日内閣府・農
林水産省令第一号）

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

施行期日 条 この命令は、令和六年四月一日から施行する。

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条の規定による改正後の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業再編及び強化に関する法律施行規則別紙様式

代理事業に関する報告書について適用し、施設の前に終了した事業年度に係る代理事業に関する報告書につきては、ようむを前の例による。

附 則（令和六年五月一七日内閣府・農林水産省令第四号）

（第十一條第八項關係）	
出事	記載事項
	添付書類

組合	代務
二	一
旧名称	新名称
二	一
変更後の定	理由書

変更	一 二 三 四	事 錄
務代	一 二 三 四	理由書
一 二 三 四	一 二 三 四	事 務 代 理 人
一 二 三 四	一 二 三 四	事 務 代 理 人

役員は名称及び役職の登記事項証明書

任年月日 員は係る次に指
げる書面

本又はこれに代わる書面

八項の届出書に第併せて第十一条に氏名を名を

おいて、口に掲げる書面が該当

別表（第十一條第八項關係）

項目	業務代の名称の変更	理組合の役員の変更	業務代の名称の変更	理組合の役員の変更	業務代の名称の変更
記載した場合において、ロに掲げる書面が当該	八項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該	ハ婚姻前の氏名を、氏名に併せて第十三条第八項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該	本又はこれに代わる書面	イ履歴書	明書
任年月日	二就任又は退任年月日	一た役員の氏名又は名称及び役職	一変更がある	二業務代理組合の登記事項証明書	一理由書
		三就任する役員に係る次に掲げる書面			二変更後の定期款及び総会の議事録
					一理由書

事務所の名称	事務所の変更の年月日	事務所の所在地	廃止した事務所の名称及び所在地	廃止までの日程を記載した書面(利用者情報管理の取扱い等を含む。)	理由書
三 称	一 変更前の名 称及び所在地 の変更後 の名	二 所在地	一 廃止した事 務所の名称及 び所在地	二 廃止までの日 程を記載した 書面(利用者情 報管理の取扱 い等を含む。)	新規登録
三 在地 変更年月日	三 変更年月日	三 所在地	三 廃止年月日	三 廃止までの日 程を記載した 書面(利用者情 報管理の取扱 い等を含む。)	新規登録

⑫「別説」の序章に品目たり開いた経営に興味津々各種機械における、実験室及び会社の実業化用機器の実験結果等の具見していくに、則る所に何とができる直近の機器に基づき可能な範囲で記載することを、差し支えない。

7. 計算内部の全般及事業の基盤をかつ通切可能な運営の基盤のための方策
経営者階級の体制、監視者に対する監査又は監査の体制並びに信頼する旨の誓約(不良債権の適切な対策を含む)、及び「合規」リスクの管理に会員の意識の強化並びにこれらに対する今後の方針をそれぞれ具体的に記載すること。

（社）日本農業会議	
農業政策研究会	○
農業生産研究会	○
畜産政策研究会	○
穀物政策研究会	○
その他農業政策研究会	○
農業生産技術研究会	○
畜産生産技術研究会	○
穀物生産技術研究会	○
その他農業生産技術研究会	○
農業経営研究会	○
畜産経営研究会	○
穀物経営研究会	○
その他農業経営研究会	○
農業流通研究会	○
畜産流通研究会	○
穀物流通研究会	○
その他農業流通研究会	○
農業教育研究会	○
畜産教育研究会	○
穀物教育研究会	○
その他農業教育研究会	○
農業文化研究会	○
畜産文化研究会	○
穀物文化研究会	○
その他農業文化研究会	○

別紙様式第2（附則第20条関係）

実績見込み及び特別賃用事業強化計画の実施期間中における見通しを記載すること。ただし、専任公用車事業強化計画の実施期間中ににおける見通しについては、利潤化ができる見込の情勢に基づき可能な範囲で記載することは、差し支えない。

4. 利潤率の分岐の方針
配当する方針を(別表2)により記載すること。ただし、専任公用車

ることとは、差し支えない。
④ 剰余金の処分の方針
配当に対する方針を(別表2)により記載すること。ただし、特別信用審

- 柔軟化計画の実施期勢における肥大の見通しについては、利用することができる直前の値に基づく可能な範囲で記載することを、差し支えない。7) 財務内容の健全性及び財政の運営の適切性と運営の方法の充実度
経営監督に係る作業、業務執行に対する監査又は監査の体制及びに信頼リスクの管理(不良債権の早期警管を含む)、及び会計リスクの管理を含む各個のリスクの状況並びにこれらについての今後の方針等それを具体的に記載すること。

项目	总分		平均分		标准差		方差		极差		变异系数	
	最高分	最低分	平均分	标准差	方差	极差	变异系数	变异系数	变异系数	变异系数	变异系数	变异系数
综合评价	100	60	80.00	10.00	100.00	40	0.125	0.125	0.125	0.125	0.125	0.125
理论知识	100	60	80.00	10.00	100.00	40	0.125	0.125	0.125	0.125	0.125	0.125
操作技能	100	60	80.00	10.00	100.00	40	0.125	0.125	0.125	0.125	0.125	0.125
实践能力	100	60	80.00	10.00	100.00	40	0.125	0.125	0.125	0.125	0.125	0.125
创新能力	100	60	80.00	10.00	100.00	40	0.125	0.125	0.125	0.125	0.125	0.125
综合素质	100	60	80.00	10.00	100.00	40	0.125	0.125	0.125	0.125	0.125	0.125
总分	100	60	80.00	10.00	100.00	40	0.125	0.125	0.125	0.125	0.125	0.125

项目	评价结果	
	评价等级	评价意见
1. 基本情况	—	—
2. 机构设置与人员	—	—
3. 财务管理	—	—
4. 经营管理	—	—
5. 安全生产	—	—
6. 环境保护	—	—
7. 社会责任	—	—
8. 公司治理	—	—
9. 企业形象	—	—
10. 其他	—	—

(記述文)

1 上記によると記者が訪ねた相場は、参考として算出する地価を公表することである。
2 前項地価算出後の地価により、現況の賃貸正直で記載することは、差し支えない。
3 賃貸実績の算出結果を示すことは、差し支えない。
4 過去の賃貸実績を示すことは、差し支えない。

別紙様式第四号（第111条第3項第19号関係）別紙様式

別紙様式第五号（第11条第3項第36号関係）

扶助種別大括弧五号(11条第3項第6号関係)			
(日本医療報道局)			
扶助種別に関する報告書 〔年月日〕 〔年月日〕			
年月日 主たる事務所の所在地 所長職名中企画室の担当 代行者なし			
(被扶助者の氏名)			
本件は、事件自体に付けて作成する。 扶助種別を複数選択する場合は、この表で指定された単位で記載し、該単位を複数用意すること。 認定年月日及び年齢番号			
2 代表者の状況			
3 病院の状況			
※過去の年度における認定事務の経過・成績を記載すること。 4 個別問題			
■扶助種別区分			
扶助種別の目的			
代理事務の内容			
■扶助種別合名			
「扶助種別合名」欄は、当該年度における業務代理合併の名前を記載すること。			
■業務代理合併の年月日と実施地			
年	月	日	実施人
実施地			計
■扶助種別合名の年月日と実施地			
年	月	日	実施人
実施地			計
■扶助種別合併の年月日と実施地			
年	月	日	実施人
実施地			計

	()	()	
--	-----	-----	--

(注記) (付記)
1. 当欄中に記載する場合は、(付記)に規定する契約の総額の割合行為を行った件数及び取扱い金額を記載すること。
2. 「付記」欄は、割合行為を行ったもののうち、当欄中に契約総額に占う件数を記載すること。
3. 「備考」欄は、当欄中に契約の総額に記載したものの契約の総額の割合行為の金額を記載すること。
4. 「その他」欄は、「付記」欄に記載された契約品目(注記)に記載の契約の総額に各イ
ン指定する他記載された契約品目について、)の件数及び取扱い金額を記載すること。
(D) 未算取引額

(便益・損失)

未 算	代 働	補 充
-----	-----	-----

(注記) (付記)
1. 当欄に記載する場合は、当欄中に記載する契約の総額に占う件数を記載すること。
2. 「便益」欄は、当欄中に記載する契約の総額に占う件数を記載すること。
3. 「損失」欄は、当欄中に記載する契約の総額に占う件数を記載すること。
4. 「補充」欄は、当欄中に記載する契約の総額に占う件数を記載すること。
(E) 本取引の件数

(便益・損失)

(D)より(E)までの代理事業に係る手数料	
-----------------------	--

(注記) (付記)
・「手数料」欄は、当欄中に所轄農林中央金庫等から得た代理事業に係る手数料の
額を記載すること。